

国及び独立行政法人等における環境配慮契約の 実施状況等調査について（案）

1．調査目的

本年 11 月に環境配慮契約法の施行後 5 年が経過することから、法の施行状況等の検討に当たって必要となる基本方針に定められた契約類型ごとの環境配慮契約について、国及び独立行政法人等における締結実績、競争環境等に関する状況把握・分析を踏まえ、当該契約類型における課題抽出等を行うことを目的に調査を実施する。

2．調査内容

国及び独立行政法人等については、各機関が環境配慮契約法 8 条に基づき環境配慮契約の締結実績の概要をとりまとめ・公表の上、環境大臣に報告している¹。平成 20 年度以降の契約締結実績をみると、環境配慮契約の取組が進展している契約類型と現段階においては十分とは言い難い状況にある契約類型があることから、それぞれの契約締結実績を踏まえ、調査対象となる機関を適切に選定するものとする。

また、調査方法は、調査対象機関に対し、必要に応じ、簡易的なアンケート調査を実施し、当該調査結果を勘案の上、調査対象機関を絞り込み、追加のヒアリング等を実施するものとする。

各契約類型に係る調査内容案（対象機関、調査項目等）は、以下のとおりである。

（1）電気の供給を受ける契約

平成 22 年度の契約実績

国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約締結実績の総電力量 10,652 百万 kWh のうち、環境配慮契約が不可能であった場合²（4,468 百万 kWh）を除く 6,184 百万 kWh の 85.8%となる 5,306 百万 kWh が環境配慮契約であった。電力量ベースで

¹ 締結実績は法施行時期等の関係で平成 20 年度以降について概要がとりまとめられている（環境配慮契約法は、平成 19 年 11 月 22 日施行のため、平成 19 年度の締結実績については一部省庁等で試験的に把握したのみである）。

² 次のいずれかに該当する場合に環境配慮契約が不可能であったとしている。

50kW 未満の契約

賃貸ビル等に入居しており、電力会社と直接契約していない

電力供給会社が 3 者に満たない

長期契約期間中（2 年目以降）である

不落随意契約

は、国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約における環境配慮契約の実施割合は高く、環境配慮契約の取組は順調に進展している状況にあると考えられる。

調査対象

上記 のとおり、環境配慮契約の実施状況は、順調に進展していると考えられることから、使用電力量の多い施設を有する代表的な国の機関、独立行政法人、国立大学法人等を調査対象機関として選定する。

調査項目

電気の供給を受ける契約に関する調査項目案は、次のとおり。

- 裾切り方式に採用している要素について
- グリーン電力証書の活用状況について
- 裾切り方式の基準の設定について
- 入札参加事業者について
- 温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について
- 調達費用の縮減効果について
- 入札・契約手続、時間について
- 現行の契約方式の課題・要望・改善提案等について
- 将来的な契約方式に関する意見・要望等について

(2) 自動車の購入等に係る契約

平成 22 年度の契約実績

国及び独立行政法人等の自動車の購入等に係る契約締結実績は、購入した 1,830 台³のうち 1,630 台 (89.1%) が総合評価落札方式による調達であった。また、賃貸借された 1,029 台⁴のうち 279 台 (27.1%) が総合評価落札方式による調達であった。

自動車の購入については総合評価落札方式による調達割合が高くなっているが、独立行政法人等の調達において高い割合を占める賃貸借契約については、相対的に総合評価落札方式による調達割合は低くなっている。

調査対象

自動車の購入に係る契約における環境配慮契約の実施割合は、高い状況にあるが、賃貸借に係る契約は環境配慮契約の促進に向けて改善の余地があるものと考えられることから、購入による調達台数の多い機関及び特に賃貸借による調達台数の多い独立行政法人、国立大学法人等を調査対象機関として選定する。

³ 国家公安委員会（警察庁）が調達した警察活動用車両は除外している。

⁴ 短期間のレンタル（いわゆるレンタカーの利用）は除外している。

調査項目

自動車の購入等に係る契約に関する調査項目案は、次のとおり。

- 総合評価落札方式による調達について（購入の場合、賃貸借の場合）
- 行政目的に応じた柔軟な調達について
- 温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について
- 初期調達費用について
- ランニングコストの縮減効果について
- 保守業務等を含めた賃貸借契約の実施状況について
- 入札・契約手続、時間について
- 現行の契約方式の課題・要望・改善提案等について
- 将来的な契約方式に関する意見・要望等について

（３）船舶の調達に係る契約

平成 22 年度の契約実績

国及び独立行政法人等の船舶の調達に係る契約締結実績は、船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は 3 件であったが、環境配慮型船舶プロポーザル方式による調達は実施されなかった。また、小型船舶（推進機関のみの場合を含む）の調達総件数 113 件のうち 9 件（8.0%）が燃料消費率等の基準を定めた裾切り方式による環境配慮契約であった。

ほとんどの場合が「当該船舶の用途に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される」に該当するため、船舶の調達に係る契約において環境配慮契約が実施されなかった。

調査対象

船舶の調達を行う機関は限られていることから、船舶の設計業務を発注した実績のある機関、小型船舶の調達を行った実績のある機関を原則としてすべて調査対象として選定する。

調査項目

船舶の調達に係る契約に関する調査項目案は、次のとおり。

- 環境配慮型船舶プロポーザル方式の実施（設計事業者の選定等）について【環境配慮型船舶プロポーザル方式の場合】
- 裾切り方式の基準（燃費消費率、排出ガス基準）の設定について【小型船舶の場合（推進機関のみの場合を含む）】
- 船舶に求められる要件と環境配慮のバランスについて【共通】
- 温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について【共通】
- 入札・契約手続、時間について【共通】

- 現行の契約方式の課題・要望・改善提案等について【共通】
- 将来的な契約方式に関する意見・要望等について【共通】

(4) 省エネルギー改修事業に係る契約

平成 22 年度の契約実績

国及び独立行政法人等の ESCO 事業に係る契約締結実績は、フィージビリティ・スタディの実施件数は 1 件、ESCO 事業の実施件数は 4 件となっている。なお、環境配慮契約法の施行以降の ESCO 事業は、独立行政法人及び国立大学法人において実施されているが、国の機関においては実施されていない。

調査対象

フィージビリティ・スタディを実施した実績のある機関、ESCO 事業を実施した実績のある機関を原則としてすべて調査対象として選定する。

調査項目

省エネルギー改修事業に係る契約に関する調査項目案は、次のとおり。

- 対象施設の実態把握に関する調査内容について
- 契約方式（総合評価落札方式、プロポーザル方式）について
- 入札・契約手続、時間について
- ESCO 事業の導入可能性判断について
- 予算化の手続・スケジュールについて
- 温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について
- 光熱水費等の縮減効果について
- ESCO 事業の実施実績の向上のための課題・意見・提案等について
- 将来的な契約方式に関する意見・要望等について

(5) 建築物の設計に係る契約

平成 22 年度の契約実績

国及び独立行政法人等において、建築物の建築（新築）に係る設計業務の 197 件のうち 125 件（63.5%）大規模な改修工事に係る設計業務 91 件において環境配慮型プロポーザル方式を実施している。

調査対象

一定以上の建築物の設計業務を件数について発注実績のある機関は限られていることから、発注件数の多い国の機関、独立行政法人、国立大学法人等を調査対象機関として選定する。

調査項目

建築物の設計に係る契約に関する調査項目案は、次のとおり。

- 環境配慮型プロポーザル方式の適用範囲について
- プロポーザル方式の適切な運用（公平性・透明性、設計意図の継承等）について
- 設計者選定手続について
- 温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について
- 将来的な契約方式に関する意見・要望等について